

# 福岡市公報

令和元年11月28日 第6630号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次—

ページ

教育委員会

- 指定学校変更取扱規則の一部改正(規則第11号) ..... 1
- 福岡市指定有形文化財の指定の解除(告示第3号) ..... 2

教育委員会

指定学校変更取扱規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年11月28日

福岡市教育委員会

### 福岡市教育委員会規則第11号

指定学校変更取扱規則の一部を改正する規則

指定学校変更取扱規則(昭和33年福岡市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条から第6条までを次のように改める。

(変更の要件)

第2条 福岡市教育委員会(以下「委員会」という。)は、就学予定者(施行令第5条第1項に規定する者をいう。)又は学齢児童(学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。)若しくは学齢生徒(同条に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。)(以下「就学予定者等」という。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間指定学校を変更することができる。

- (1) 心身の故障により遠距離の学校に通学することが困難な場合 教育長が必要と認める期間
- (2) 転出学(通学区域の変更による場合を除く。次号において同じ。)により著しく教育に支障を来たす場合であつて、対象となる学齢児童又は学齢生徒が小学校第5学年若しくは第6学年又は中学校第2学年若しくは第3学年に在学するとき 当該学齢児童又は学齢生徒が在学する小学校又は中学校を卒業するまでの間において必要な期間
- (3) 転出学により著しく教育に支障を来たす場合であつて、対象となる学齢児童又は学齢生徒が前号に規定する学年以外の学年に在学するとき 当該学齢児童又は学齢生徒

が在学する学年の年度末までの間において必要な期間

- (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると教育長が認める場合 教育長が必要と認める期間

(申請書の提出)

第3条 保護者は、就学予定者等の指定学校を変更しようとする場合は、指定学校変更申請書に教育長が別に定める書類を添えて委員会に提出しなければならない。

(変更の決定)

第4条 委員会は、前条の申請書を受理した場合において、指定学校の変更を適当と認めるときは指定学校変更決定通知書により、不適当と認めるときは指定学校変更不承認通知書により当該申請に係る保護者に通知するものとする。

2 委員会は、指定学校の変更に際して、当該変更に係る就学予定者等の教育上必要な条件を付することができる。

3 委員会は、第1項の規定により指定学校を変更した場合は、速やかに変更後の指定学校の校長に対しその旨を通知するものとする。

(決定の取消し等)

第5条 委員会は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、指定学校の変更の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条の申請書に虚偽の事項を記載したと認められる場合

(2) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなつたと認められる場合

(3) 前条第2項の規定により付した条件に反したと認められる場合

2 就学予定者等は、指定学校の変更期間が満了し、又は前項の規定により指定学校の変更の決定を取り消された場合は、新たに委員会が指定する学校に就学するものとする。

(様式)

第6条 この規則の規定による申請又は通知に関し作成する申請書又は通知書の様式については、教育長が別に定める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

別記様式第1号から様式第2号の2までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の指定学校変更取扱規則の規定は、この規則の施行の日以後に指定学校の変更の申請を行つた就学予定者等について適用し、同日前に指定学校の変更の申請を行つた就学予定者等については、なお従前の例による。

## 福岡市教育委員会告示第3号

福岡市文化財保護条例第5条第3項の規定に基づき、平成28年3月7日指定の次の福岡市指定有形文化財の指定が解除されたので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和元年11月28日

福岡市教育委員会

## 福岡市指定有形文化財

種別	指定名称	員数	所在地	所有者
彫刻	もくぞうあみだによらいりゅうぞう 木造阿弥陀如来立像	1 軀	福岡市博多区祇園町 4 番50号	宗教法人 萬行寺 代表役員 七里 順照

